# 年金記録に係る苦情のあっせん等について

# 年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要	1.	今回0	)あっ	みせん	楽	の根	牙要
----------------	----	-----	-----	-----	---	----	----

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 2件

# 群馬厚生年金 事案 1453

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間②のうち、A社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和40年6月20日、喪失日は41年8月25日であると認められることから、申立人の同社における資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額については、1万4,000円とすることが必要である。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和22年生

住 所:

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月1日から40年4月1日まで

② 昭和40年4月1日から41年8月頃まで

申立期間①において、中学校を卒業後、B社に勤務した。約2年後、 申立期間②において、事業所名は覚えていないが同業の会社に転職した。 申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者であったことを認 めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、C地内のD業を営む会社に住み込みで勤務していたと申述しているものの、当該事業所の名称及び所在地を記憶しておらず、期間の特定もできないが、申立人から提出された当該期間に係る昭和40年5月及び41年6月に撮影されたことが確認できる2枚の社員旅行の写真、及び申立人の申述内容により、いずれかの事業所に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、A社に係る昭和40年6月20日から41年8月25日までの期間について、申立人と同姓同名で生年月日が同じ者の基礎年金番号に、未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

また、当該事業所の閉鎖登記簿謄本を確認したところ、同事業所はE 区のD業を目的とする事業所であることが確認できる上、申立期間②当 時に同事業所において被保険者記録が確認できる複数の同僚に対し、申 立人から提出された前述の写真の確認を求めたところ、複数の同僚が、当該写真は同事業所の社員旅行を撮影したものであること、及び申立人と一緒に同事業所において勤務していたことを証言していることから、前述の未統合の厚生年金保険被保険者記録は、申立人の被保険者記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、A社において、申立人が昭和 40 年 6 月 20 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、41 年 8 月 25 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったことが認められる。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から1万4,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間②のうち、昭和40年4月1日から同年6月20日までの期間について、申立人がA社に勤務していたことは、雇用保険の加入記録、及び申立人から提出された前述の同社に係る同年5月の社員旅行の写真により認められる。

しかしながら、オンライン記録により、当該事業所における被保険者 資格取得日が申立人と同日(昭和40年6月20日)である同僚は、昭和 40年4月から勤務した旨を証言している上、他の同僚についても、勤 務を始めたと証言している日から一定期間経過後に被保険者資格を取得 していることが確認できることから、同事業所においては、全ての従業 員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことが うかがえる。

さらに、前述の被保険者名簿によると、当該期間において、健康保険の整理番号に欠番も無く、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間①について、申立人は、中学校を卒業後、F区のB社に勤務 していたと申述しているところ、期間の特定はできないが、同僚の証言 及び申立人の具体的な申述内容により、同社に勤務していたことは認め られる。

しかしながら、当該事業所の元事業主は「当時の資料が保管されておらず、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険の適用状

況について確認することができない。」と回答している。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人から名前の挙がった複数の同僚についても、申立期間①において厚生年金保険の被保険者となった記録は確認できないことから、申立期間①当時、同事業所においては、全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、前述の被保険者名簿によると、申立期間①において、健康保 険の整理番号に欠番も無く、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

# 群馬国民年金 事案 835 (事案 592 の再申立て)

# 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から51年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

住 所:

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月から51年6月まで

前回の申立てについて、国民年金保険料を納付していたものと認められないとの通知を受けたが、申立期間の保険料は第3回特例納付により納付していたことを記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できないので、再度調査してほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、第3回特例納付が実施さ れたときに国民年金保険料を納付していたと主張しているが、i)申立人 が保険料納付を開始した昭和51年7月から60歳までに納付可能な期間は 184 か月しかなく、申立人が年金受給権を得るのに必要な 300 か月を満た すには、申立人の厚生年金保険被保険者加入期間 23 か月、配偶者合算対 象期間(いわゆるカラ期間)43 か月(申立人の夫が厚生年金保険に加入 していた昭和37年4月から40年5月までの期間及び同年10月から41年 2月までの期間)を含めても50か月不足することになり、申立人が55年 6月に特例納付した期間が60か月と不足期間におおむね一致すること、 及び特殊台帳において「付4条 41.3~46.2」の記載があることを踏ま えると、申立人は、年金受給権を得るために必要となる納付月数を考慮し て特例納付したものと考えられること、ii) 申立人は、保険料を納付する 資力は十分にあったと申述しているが、第3回特例納付実施期間終了直前 の昭和 55 年6月に2回に分割して特例納付をした理由は定かではないこ と、及び ::: ) 申立人は、役所から特例納付する期間を聞かれなかったと申 述しているが、社会保険事務所(当時)において特例納付する期間を確認 しないで特例納付書を2回に分けて送付するとは考え難いこと等から、既 に当委員会の決定に基づき平成 22 年 7 月 22 日付けで年金記録の訂正は必 要ないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てに際し、前回の申立内容と同様に、第3回特例納付実施期間中に保険料を納付したと主張しており、新たな資料は提出していないものの、上述の当委員会の審議結果に納得できないとして、再申立てを行ったものである。

しかしながら、申立人から、申立期間に係る第3回特例納付実施期間中の保険料の納付に関する新たな資料の提出が無い上、関係者からの新たな証言及び資料も得られないことから、申立内容に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

# 群馬厚生年金 事案 1454

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から③までについて、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和29年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年5月22日から同年5月27日まで

② 昭和52年7月15日から同年7月29日まで

③ 昭和52年8月28日から同年10月15日まで

A社B工場に昭和52年5月22日から同年5月27日まで、C社D所に同年7月15日から同年7月29日まで、及びE社F所に同年8月28日から同年10月15日までそれぞれ勤務したが、これらの期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①から③までについて厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人がA社B工場に勤務していたことは、申立 人の申述内容、及び申立人から提出された申立人の父親が申立人の就職状 況について書き記したとされる手帳により推認できる。

しかしながら、申立人は、当該事業所における雇用形態について期間従業員であったと申述しているところ、同事業所の後継事業所であるG社は「申立期間①当時、期間従業員は厚生年金保険に加入していなかった。また、申立人に係る入社及び退社した記録は確認できない。」と回答している。

また、A企業年金基金は「当基金が保管している加入員記録、取得及び 喪失に係る届出を調査したが、申立人に係る加入員記録及び届出は無 い。」としているほか、A健康保険組合も「当健康保険組合は、平成 12 年4月に新システムを導入し、過去のデータも移行しているが、申立人の 加入記録は確認できない。」と回答している。

さらに、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間①において申立人の氏名は確認できず、整理番号に欠番も無いことから、

申立人の被保険者記録が欠落したものとは考え難い。

申立期間②について、申立人がC社D所に勤務していたことは、申立人の申述内容及び申立人から提出された前述の手帳により推認できる。

しかしながら、当該事業所の社会保険事務担当者は「申立期間②に係る 労働者名簿、賃金台帳、雇用保険被保険者関係書類、社会保険関係書類及 び退職金関係書類については、保存期限が経過しているため資料は無 い。」と回答していることから、申立人の申立期間②に係る勤務実態及び 厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

また、C健康保険組合は「書類は、作成後 10 年を経過すると廃棄しているため、申立人の申立期間②に係る加入記録について確認できない。」と回答している。

さらに、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間②において申立人の氏名は確認できず、整理番号に欠番も無いことから、申立人の被保険者記録が欠落したものとは考え難い。

申立期間③について、申立人がE社F所(昭和 51 年 10 月 1 日からH 社)に勤務していたことは、申立人の申述内容及び前述の手帳により推認 できる。

しかしながら、当該事業所の後継事業所である I 社の担当者は「申立期間③当時、短期間のアルバイトについては、厚生年金保険に加入していなかった。また、当時入社した者について資料を確認したが、申立人の氏名は確認できない。」と回答しているほか、複数の従業員も「雇用形態により、厚生年金保険に加入しない従業員がいた。」と証言していることから、同事業所においては、全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった様子がうかがえる。

また、I 健康保険組合は「昭和 60 年に加入記録をコンピュータ化したので、同年以降に勤務していた者の記録については確認することができるが、同年より前に退職した者についての記録は確認できない。」と回答している。

さらに、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間③において申立人の氏名は確認できず、整理番号に欠番も無いことから、申立人の被保険者記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①から③までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から③までに係る厚生 年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできな い。 群馬厚生年金 事案 1455 (事案 1373 の再申立て)

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年9月から42年4月まで

申立期間にA社(現在は、B社)の本社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

前回の申立てで、非あっせんとされたが、新たな資料を提出するので 再度調査してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

本申立てについては、申立人がA社の本社に勤務していたことは、勤務期間の特定をすることができないものの、申立人の申述内容により推認できるが、i)同社の継承会社であるB社は、「申立期間当時の厚生年金保険に関する届出等の資料は保管されておらず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況については不明であるが、B厚生年金基金の記録によれば、同基金が発足した昭和 42 年 3 月の時点において、申立人が同基金に加入した記録は確認できない。」と回答していること、ii)同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間において申立人の氏名は確認できず、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難いこと、及びiii)申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料等が見当たらないこと等から、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 10 月 5 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の再申立てに際し、新たな資料として妻の戸籍謄本を提

出しているが、この資料からは、申立人の当該事業所に係る勤務期間の特定及び厚生年金保険料の控除状況について確認することはできず、このほか、委員会の当初の決定を変更すべき関係者からの新たな証言及び資料も得られないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。